

株式累積投資口座約款

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との株式等（上場株式および上場投資信託（金銭信託型および現物出資型の株価指数連動型上場投資信託受益証券と信託型の委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託の受益証券および会社型の投資法人の投資証券）をいいます。以下同じ。）の累積投資（以下「株式累積投資」といいます。）に関する取り決めです。
- 2 申込者は、この約款を承認し、当社との間に株式累積投資に関する契約（以下「この契約」といいます。）を締結します。
- 3 申込者は、この契約の内容を十分に把握し、申込者の判断と責任において株式累積投資を行うものとしします。
- 4 申込者が当社に寄託をする株式累積投資にかかる株式等の保護預りに関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款の定めるところによります。

(申込方法)

- 第2条** 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、当社届出印を押捺のうえ、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによってこの契約を申込みのものといたします。
- 2 この契約が締結されたときは、当社は、直ちに株式累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設けます。

(金銭の払込)

- 第3条** 申込者は、株式等の買付けにあてるため、毎月、1銘柄につき1回当り予め申込者が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むものとします。
- 2 払込金の額は、1万円以上1,000円の整数倍で、100万円未満の金額とします。
- 3 第1項の払込みにより生じた預り金については、取引口座にかかる他の定めにかかわらずMRFの買付けは行わないものとします。
- 4 申込者は、所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込金の額を変更することができます。
- 5 第1項および第2項にかかわらず、申込者のうち当社の定める金融商品取引業者（以下「指定金融商品取引業者」といいます。）は、1円以上の金銭を払込むことができるものとします。

(払込の休止)

- 第4条** 申込者は、所定の手続きによって当社に払込の休止を申出ることにより、いつでも払込を休止することができます。
- 2 当社は、申込者が第14条第2項の各号に該当した場合、解約の処理を行なうまでの間、払込を休止することができるものとします。
- 3 当社は、自動引落が連続して3回行われなかった場合、その他取引の継続が困難であると合理的に判断した場合、払込を休止することができるものとします。
- 4 第1項、第2項および第3項の場合、所定の手続きによって当社に払込の再開を申出ることにより、いつでも払込の再開をすることができます。

(買付株式等の選定)

- 第5条** この約款において買付のできる株式等は、当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
- 2 申込者は、当該申込者が選定銘柄の中から指定した1以上の銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）について買付の申込みを行うものとしします。ただし、一の申込者にかかる指定銘柄の数は、当社が定める銘柄数を越えることはできません。
- 3 前項で申込者が2以上の銘柄を指定銘柄とするときには、各指定銘柄ごとに払込金の額をあらかじめ申出ることとします。
- 4 申込者は、所定の手続きによって当社に申出ることにより、いつでも指定銘柄を変更することができます。

- 5 指定銘柄が第13条第1項の各号のいずれかに該当した場合は、本条第2項に定める買付の申込みは無効とさせていただきます。

(買付の方法)

- 第6条** 当社は、申込者の一の指定銘柄の払込金とこの契約を締結し同一の銘柄を指定された他の申込者の払込金を合算した金額をもって、当社が選定銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場（以下「指定金融商品取引所」といいます。）において、当該指定銘柄の株式等の共同買付けを行います。
- 2 当社は、前項の規定に関わらず、全申込者の払込金の総額により買付けを行うことが可能な当該指定銘柄の総株数（総口数）に対し、当社内において対当させることが可能な場合には、当社内で当該指定銘柄の株式等の共同買付けに対当させることがあります。
 - 3 第1項および第2項の買付けに際し、全申込者の払込金の総額について株式の買付価額の総額に満たない金額が生ずるときは、当社または指定金融商品取引業者がその差額を払込むことにより申込者と共同して買付けするものとします。
 - 4 当社は、買付けに際し、当社の定める所定の買付手数料に消費税等を加えた額の金銭を当該申込者の当該買付にかかる払込金の中から申し受けます。

(買付時期および価額)

- 第7条** 当社は、指定金融商品取引所を通じて申込者からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付けを行う場合は、次の各号によって買付注文の執行を行います。
- (1) 払込金の受入日が毎月1日から18日（休日の場合はその直前営業日。）までの間のものにつき原則として毎月18日（休日の場合はその直前営業日。）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。
 - (2) 払込金の受入日が毎月19日から末日（休日の場合はその直前営業日。）までの間のものにつき原則として毎月末日（休日の場合はその直前営業日。）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。
- 2 当社は、申込者からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって行う買付けに対し当社内で対当させる場合は、次の各号によって買付注文の執行を行います。
 - (1) 払込金の受入日が毎月1日から18日（休日の場合はその直前営業日。）までの間のものにつき原則として毎月18日（休日の場合はその直前営業日。）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所における始値で、当社内で対当させることにより、買付注文の執行を行います。
 - (2) 払込金の受入日が毎月19日から末日（休日の場合はその直前営業日。）までの間のものにつき原則として毎月末日（休日の場合はその直前営業日。）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所における始値で、当社内で対当させることにより、買付注文の執行を行います。
 - 3 第1項の買付について、指定金融商品取引所において売買取引が成立しない場合には、当社は、翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。また、翌営業日以降、売買取引が成立しない場合も、同様の方法で買付注文の執行を行うものとします。
 - 4 第1項の買付について、当該買付銘柄の株価下落等により、当社の発注した株（口）数が、当該買付銘柄を指定銘柄とする申込者の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株（口）数に不足した場合には、当社は、当該不足分について買付注文の執行を翌営業日の取引開始時刻までに成行きで行うものとします。
 - 5 第1項の買付について、当該買付銘柄にストップ高値での買付約定がなく、かつ比例配分となって、約定株（口）数が当該買付銘柄を指定銘柄とする申込者の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株（口）

数に不足した場合には、当社は当該不足分について、買付注文の執行を翌営業日に寄付きに成行きで行うものとします。

- 6 第4項および第5項の場合において、一の指定銘柄について、約定単価が複数となった場合には、申込者の当該指定銘柄の買付価額はその加重平均価額とします。
- 7 第1項および第2項の買付注文の約定日から起算して3営業日目を当該株式等の買付日とします。
- 8 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により第1項から第5項の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文の執行を行うものとします。
- 9 本条における買付注文の執行について、発注株（口）数等執行方法は、当社が定める方法によるものとします。
- 10 当社は、申込者の1回当たりの払込金の額（申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額。）が、当該申込者があらかじめ申し出ている1回当たりの払込金の額（申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額。）に達しないときは、当該申込者の当該払込金にかかる買付けについて、指定銘柄（申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、指定銘柄全て。）の買付けを行わないものとします。

(持分)

第8条

申込者は、買付けた株式等につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することになります。この場合、上記第6条第3項によって当社または指定金融商品取引業者が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社または指定金融商品取引業者の持分といたします。

- 2 申込者の持分は、原則として、1株に満たない端数株式について小数点以下第7位を切り上げて確定いたします。
- 3 当該株式等の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式等にかかる権利については当該株式等の買付日より申込者に帰属するものとします。
- 4 この契約に基づく株式等の名義は当社株式累積投資口名義といたします。
- 5 第1項、第2項、第3項にかかわらず、当社株式累積投資口名義の株式等にかかる発行会社等に対する権利の行使は当社が行うものとします。なお、申込者は、当該権利の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。
- 6 申込者は、当社株式累積投資口名義の株式等の申込者にかかる持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。
 - (1) 発行会社への単元未満株式等買取・買増請求の取次ぎ。
 - (2) 申込者の他の口座の残高との合算。
 - (3) 申込者の他の口座への振替指図。
 - (4) 当社または第三者への質権その他の担保権の設定。

(売却)

第9条

当社が申込者より売却の申込みを受けたときには、当社がその相手となって当該申込者の当該持分を買取るものとします。ただし、当社は、当該持分が三菱UFJフィナンシャル・グループ株式および当社が特別利害関係者となる場合の株式にかかる持分であるときには、当該持分についての売却注文を指定金融商品取引業者に取次ぐものとします。この場合、指定金融商品取引業者が、当該持分を買取るものとし、当社は、当該売却に際し、委託手数料等を当該持分の売却代金の中から申し受けします。

- 2 前項において、この契約に基づき買付けを行った株式等の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。
- 3 第1項における当社の買取価額は、原則として、売却申込日の翌営業日における始値に買取株（口）数を乗じた金額から買取手数料に消費税等を加えた金額を控除した価額とします。
- 4 第3項における買取手数料の額は、当社の定める所定の委託手数料の額の算出方法に準じて算出された額とします。

- 5 第1項の買取に際して、当社は当該株式等の売買単位未満の持分の売却の申込みしか受け付けません。また、申込者は当該持分の一部の売却申込みをするときには原則として整数の株（口）数で指定するものとします。
- 6 当社が申込者から売却の申込みを受け、当社または指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額（指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価額から委託手数料等を差引いた額）を、買取日から起算して3営業日目に当該申込者にお支払いします。

(株式等の管理)

第10条 この契約によって買付けた株式等は、これを他の契約により管理する株式等と併せて管理します。

- 2 申込者は、この契約以外によって取得した株式等を、この契約に基づく株式等として、当社に開設した口座に記載または記録することはできません。ただし、当該株式等を口座に記載または記録することが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、当該株式等を株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）で管理することができるものとします。
- 4 第1項により管理する株式等については、次の事項につきご同意いただいたものとしてお取り扱いします。
 - (1) お預りした株式等と同銘柄の株式等に対し、その株（口）数に応じて共有権または、準共有権を取得すること。
 - (2) お預りしている株式等を返還または売却換金するときは、同銘柄の株式等をお預りしている他の申込者と協議を要しないこと。
- 5 当社は、申込者の持分が単元株式数に達したとき（権利確定日において単元株に達しているとき）には、単元株に分割することとし、当該単元株についてはこの契約の適用を受けないものとします。

(配当金・増資・株式分割等諸権利処理)

第11条 共有株式にかかる株式の配当金、権利交付金等の果実および株式分割等諸権利で取得する株式（共有株式と同一の種類の株式に限る）および共有上場投資信託受益証券にかかる分配金等は、申込者に代って当社が受領のうえ、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。お預り金は、口座に繰入れ後、第6条および第7条に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。

- 2 当社は、共有株式について新株予約権（共有株式と同一の種類の株式を目的とするものに限る。以下同じ。）が付与された場合は、当該新株予約権を当該権利の基準となる日における当該申込者の当該株式にかかる持分に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日に全て当社が買取するものとします。ただし、当社は、当該共有株式が三菱UFJフィナンシャル・グループ株式および当社が特別利害関係者となる場合の株式であるときには、当該申込者の当該新株予約権の売却について、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取るものとします。
- 3 前項において当社または指定金融商品取引業者が買取する当該新株予約権の買取価額は下の算式により算出された価額とします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{旧株式の} \\ \text{権利付株(口)数} \end{array} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{権利付売買最終日} \\ \text{の旧株式終値} \end{array} - \left(\frac{\text{権利付売買最終日} \\ \text{の旧株式終値} + \text{新株式} \times \text{新株式} \\ \text{の旧株式終値} \quad \text{払込額} \quad \times \text{割当率} \\ 1 + \text{新株式割当率} \end{array} \right) \right\}$$

(注) 権利付売買最終日の旧株式終値については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段および気配値段がない場合には直近の約定値段または気配値段とします。

- 4 当社は第2項において、当社または指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取った場合には、買取価額から諸経費を差引いた額を、当該銘

柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日に当該申込者の口座に繰入れてお預りいたします。お預り金は、口座に繰入れ後、第6条および第7条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。

- 5 当社は、株主優待等の名目で支給される物品その他(以下「株主優待物等」といいます。)については、申込者に代って受領のうえ、遅滞なく換金し、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。お預り金は、口座に繰入れ後、第6条および第7条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。
- 6 当社は、前項の株主優待物等の換金については、容易に換金できるものとして当社が認める株主優待物等を申込者に代って受領し、当社の定める方法により換金することとします。
- 7 当社は、共有株式について、株式、新株予約権付社債または新株予約権証券の株主優先募入にかかる株主の権利および新株予約権付社債または新株予約権証券の株主割当発行にかかる株主の権利は行使しないものとします。
- 8 第1項、第2項、第4項、第5項において、再投資にかかる預り金は、円単位未満を切り捨てることにより確定いたします。
- 9 第1項、第2項、第4項、第5項において、預り金を口座に繰入れたときに、当該申込者が当該銘柄を指定銘柄としていない場合あるいはこの契約が解約されている場合には、当社は当該申込者の当該銘柄について再投資を行わないものとします。
- 10 当社は、新株にかかる持分について、当該株式を受領し、当該権利の基準となった日における当該申込者の持分に応じて比例按分し配分を行います。
- 11 共有株式について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。

(口座管理料)

第12条 当社は、申込者がこの契約に基づき口座を設定したときは、その設定時および口座設定後1年を経過するごとに当社の定める所定の口座管理料をいただく場合があります。

(選定銘柄の除外)

第13条 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定銘柄の共有持分を有する申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定銘柄の発行会社につき更生手続開始、再生手続開始、特別清算手続開始もしくは破産手続開始の申立てがあったときまたは営業活動の停止があったとき。
 - (2) 当該選定銘柄が上場廃止または、整理ポスト入りとなったとき。
 - (3) 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき。
 - (4) 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき。
- 2 前項により選定銘柄が除外された場合には、原則として、第9条に準じて遅滞なく申込者の当該選定銘柄にかかる持分を換金のうえ当該申込者にお返しします。また、当該申込者の口座に当該選定銘柄の買付にかかる払込金等があるときは、あわせて申込者にお返しします。

(解約)

第14条 この契約は、申込者から解約の申出があったときに解約されるものいたします。

- 2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解約することができるものとします。
 - (1) お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき。
 - (2) 払込金が引続き1ヵ年を超えて払込まれなかったとき。ただし、申込者が第4条第1項に従って払込みの休止を申し出ている場合はこの限りではありません。
 - (3) 申込者が、死亡、破産等により、継続して取引を行なうことがで

きなくなったとき。

- (4) 申込者の指定銘柄が第13条に従い選定銘柄から除外された場合で、当該申込者が当該選定銘柄以外の銘柄を指定していなかったとき。
 - (5) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (6) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (7) 当社が株式の累積投資業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき。
- 3 証券総合取引に関する口座のすべてが解約されたときは、この契約も自動的に解約されるものとします。
- 4 この契約が解約されたときに当該申込者が当該口座に持分を保有している場合には、当社は、当該持分を第9条の規定に準じて遅滞なく換金の上で申込者に返還いたします。また、当該申込者の口座に払込金等があるときは、あわせて申込者に返還いたします。

(取引および残高の通知)

第15条 当社は、この契約に基づく申込者への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行なうものとします。

- (1) 当社は、第6条、第7条にかかる取引の明細については、3ヶ月に1回以上、期間中の銘柄毎の買付明細等を「取引残高報告書」に記載することにより申込者に通知します。
なお、当該「取引残高報告書」には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。
- (2) 当社は、第9条にかかる取引明細について、約定成立後、遅滞なく申込者に契約締結時等交付書面を交付します。
- (3) 当社は、この契約に基づく口座にかかる金銭および申込者の持分について、1年に1回以上申込者に「取引残高報告書」を交付します。
- (4) 当社は、前号の規定にかかわらず、申込者が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（金商法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該申込者からの第1号および第3号に定める残高照合のためのご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (5) 「取引残高報告書」をお届けした後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承諾いただいたものとさせていただきますので、「取引残高報告書」を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
- (6) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかに取扱店の内部管理責任者または本社内部管理担当部署に直接ご連絡ください。

(届出事項等の変更)

第16条 改名、転居および届出印の変更など届出事項に変更がある場合は、すべて申込者が当社の当社所定の方法により取扱店へお届けいただくこととします。

- 2 当社は、届出事項の変更について必要と認めた場合には、申込者に戸籍抄本、住民票、印鑑証明書その他の必要書類の提出を求めることがあります。

(その他)

第17条 当社は、申込者からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

- 2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 当社所定の受取書に押捺された印影と届出印とを相当の注意を

もって照合し、相違ないものと認めてこの契約に基づく株式等または金銭を返還したとき。

- (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく株式等または金銭を返還しなかったとき。
 - (3) 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく株式等の買付けまたは株式等もしくは金銭の返還が遅延したとき。
 - (4) 申込者が所定の手続によって変更等を当社に申出た際、自動引落等のスケジュール等により、変更等が間に合わないとき。
- 3 申込者は、この契約にかかる共有持分について、他人に譲渡しまたは担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。
 - 4 当社は、申込者に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。
 - 5 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2025年6月

